

飼養衛生管理マニュアル

令和 4年 11月

三重県畜産研究所

三重県畜産研究所飼養衛生管理マニュアル 目次

1 畜産研究所全体・共通項目	・・・ p 1
(1) 三重県畜産研究所飼養衛生管理マニュアル作成目的	
(2) 研究所内のゾーン区分	
ア 衛生管理区域	
イ 一般管理区域	
2 衛生管理区域	・・・ p 2
(1) 本館エリア	
ア 本館エリアへの進入経路及び外出経路（動線）及び消毒方法等について	
(ア) 職員（研究員、技術専門員、会計年度任用職員等）	
(イ) 出入り業者等（新聞、郵便、宅配便、飼料業者、薬剤業者、廃棄物運搬車、清掃業者等）	
イ 本館エリアへの外部からの利用者に対する受け入れについて	
(ア) 外部の研究員、研修生、畜産農家、畜産関連業者、獣医師等	
(イ) 一般の方	
ウ 本館エリアの運営について	
(ア) 門扉の開閉	
(イ) 消毒施設の管理、運営	
(ウ) その他	
(2) 大家畜エリア（牛舎、隔離牛舎含む）	・・・ p 6
ア 大家畜エリアの出退勤経路（動線）及び消毒方法等について	
(ア) 職員（研究員、技術専門員、会計年度任用職員等）	
(イ) 出入り業者等（集乳、飼料、おが粉、清掃業者、産廃業者等）	
イ 大家畜エリアへの外部からの利用者に対する受け入れについて	
(ア) 受け入れについては、本館エリアに準ずるほか、事前に当マニュアルに準じる注意事項説明を行い、受け入れを行う。	
(イ) 外部の研究員、外部技術専門員、研修生、畜産農家、畜産関連業者、獣医師、	

修理業者等

(ウ) 一般の方

(エ) 受付

ウ 大家畜エリアの運営について

(ア) 門扉の開閉（だれが、開閉時間）：

(イ) 消毒施設の管理、運営

(3) 中小家畜エリア（豚舎、鶏舎、隔離豚舎含む）・・・ p 12

ア 中小家畜エリアへの進入経路及び外出経路（動線）及び消毒方法等について

(ア) 職員（研究員、技術専門員、会計年度任用職員等）

(イ) 出入り業者等（飼料業者、燃料搬入業者、電気保安協会等）

イ 中小家畜エリアへの外部からの利用者に対する受け入れについて

(ア) 外部の研究員、研修生、畜産農家等

(イ) 一般の方

ウ 中小家畜エリアの運営について

(ア) 門扉の開閉

(イ) 消毒施設の管理、運営

(4) 受精卵移植実験棟・・・ p 20

ア ET 棟への入棟経路及び出棟経路及び消毒方法

イ ET 棟への外部からの利用者に対する受け入れについて

ウ ET 棟の運営について

(ア) ET 棟の開閉

(イ) 消毒施設の管理、運営

3 一般管理区域・・・ p 20

(1) ふれあいエリア

ア ふれあいエリアへの進入経路及び外出経路（動線）及び消毒方法等について

(ア) 職員（研究員、技術専門員、会計年度任用職員）

(イ) 出入り業者等（清掃業者）

イ ふれあいエリアへの外部からの利用者に対する受け入れについて

(ア) 受け入れについては、本館エリアに準ずる。

- (イ) 外部の研究者、研修生、畜産農家、畜産関連業者、獣医師等
- (ウ) 一般の方
- (エ) その他
- ウ ふれあいエリアの運営について
 - (ア) 門扉の開閉
 - (イ) 消毒施設の管理、運営

(2) 場内生活道路 ・・・ p 2 3

- ア 場内生活道路への進入経路及び外出経路（動線）及び消毒方法等について

- イ 場内生活道路への利用者について
 - (ア) 外部の研究者、研修生、畜産農家等
 - (イ) 一般の方
 - (ウ) その他

- ウ 場内生活道路の運営について
 - (ア) 門扉の開閉
 - (イ) 消毒施設の管理、運営

(3) 飼料畑 ・・・ p 2 4

- ア 飼料畑への進入経路及び外出経路（動線）及び消毒方法等について

- イ 飼料畑への利用者の受け入れについて
 - (ア) 外部の研究者、外部技術専門員、研修生、メーカー、畜産農家等
 - (イ) 一般の方

- ウ 飼料畑の運営について
 - (ア) 門扉の開閉
 - (イ) 消毒施設の管理、運営

三重県畜産研究所飼養衛生管理マニュアル

1 畜産研究所全体・共通項目

(3) 三重県畜産研究所飼養衛生管理マニュアル作成目的

畜産研究所では、県内における伝染性疾病豚熱（CSF : Classical swine fever）の野生いのししへの感染や、養豚農家での発生があつて以降、これまでの防疫措置に加え、敷地内への関係者以外の立ち入り禁止や、全ての侵入車両等の消毒の徹底の強化に取り組んできた。

しかしながら、他県の公設試験研究機関でも豚熱が発生したこと。さらには豚熱だけでなく、ワクチン接種では予防できないアフリカ豚熱（ASF : African swine fever）の国内への侵入が懸念される中、現在、中止している外部の研究員や研修農家の受け入れを再開して、研究所としての機能を今後とも十分に発揮するため、また、畜産農家のモデルともなるよう、今まで以上の飼養衛生管理水準の向上が必要となってきた。

このため、学識経験者や関係者で構成する検討会を設置し、具体的な方法を検討し今後の畜産研究所の体制づくりに活かすための飼養衛生管理マニュアルを作成した。

具体的には研究所のゾーン区分を明確にして、

- ア 外部から、研究所本館、大家畜エリアの牛舎等、中小家畜エリアの豚舎・鶏舎等への進入経路や外出経路などの動線の確保
- イ 各施設の出入口など、消毒マットや踏み込み槽の設置箇所、消毒方法や消毒液の補充など消毒施設の管理方法
- ウ 外部からの利用者に対する研究所の利用方法等を盛り込んだマニュアルとした。

(4) 研究所内のゾーン区分

研究所内のゾーン区分はフェンス等で明確に区分する。

ア 衛生管理区域

- ・外部からの野生動物や人などの侵入を防ぎ、消毒を徹底し病原体等の侵入を防止する等防疫管理をおこなう区域とする。
- ・衛生管理区域は、本館エリアと畜舎エリアからなる。
- ・本館エリアには、本館、研修棟、受精卵移植実験棟がある。
- ・畜舎エリアは、牛舎のある大家畜エリア、豚舎、鶏舎のある中小家畜エリアとし、大家畜エリアの中には隔離豚舎があり、中小家畜エリアに隣接して隔離牛舎がある。
- ・家畜伝染病予防法に規定される衛生管理区域は別に定める。

・本マニュアルの消毒手順は立入時点を基本に掲載しているが、退出時においても逆の順序で消毒を実施のこと。

・衛生管理区域内の整理整頓及び敷地を定期的に消毒すること。

・畜舎等施設を定期的に清掃及び消毒すること。

イ 一般管理区域

・畜産研究所敷地内における衛生管理区域外の区域とする。

なお、一般の方が利用できる区域と、一般の方が利用できない飼料作物ほ場があり、衛生管理区域とは区別する。

・一般の方が利用できる区域には、近隣住民が生活道路として使用可能な研究所敷地を南北に通る場内道路（歩行者、自転車）と、県民に開放するふれあいエリアがある。

・飼料作物を生産する飼料作物ほ場は北ほ場、東ほ場、県道を挟んだ南ほ場とする。

2 衛生管理区域

（３） 本館エリア

ア 本館エリアへの進入、外出経路（動線）及び消毒方法等について（別紙 1）

（ア）職 員（研究員、技術専門員、会計年度任用職員等）

○職員は出勤にあたって以下の条件を遵守すること。

・家畜伝染病予防法に基づく防疫作業に従事した職員で、発生現場等に入出入りした職員は防疫作業終了後の翌日から 7 日間、その他の職員（資材運搬、消毒等）は防疫作業終了後の翌日から 2 日間は畜産研究所に出勤できない。

・悪性の家畜伝染病の発生国（非清浄国）へ渡航した場合は、帰国後 7 日間（帰国当日は含まず）は出勤できない。

また、渡航先が清浄国であっても、海外から帰国した当日は畜産研究所に出勤できない。さらに帰国した翌日から 2 日間は畜舎エリアに入れない。

なお、渡航にあたっては、a 家畜市場、農場、と畜場等の畜産関連施設に立ち入らないこと。動物との不用意な接触を避けること。

その他、人への新たな感染症等が発生し職員が感染や感染の疑いがある場合等は、他の職員への感染防止、研究及び家畜の飼養継続のため、出勤にあたっては所属長の指示に従うこと。

○本館エリアの出退勤

車両の場合は、①正門で自動車両洗浄消毒装置を通過し洗浄消毒を行い、本館に立ち入る場合は、⑤本館北側駐車場に車を止め、徒歩で⑥北側玄関横の消毒槽で靴底を消毒したのち本館に入る。

自転車の場合は、①正門でタイヤ、靴底を消毒し本館エリアに入る。自転車は、

⑯車庫北側の駐輪場に止め、徒歩で北側玄関横の消毒槽で靴底を消毒したのち本館に入る。

徒歩の場合は、①正門で靴底を消毒し本館エリアに入り、北側玄関横の消毒槽で靴底を消毒したのち本館に入る。

退勤の際は正門から退所する。

○環境美化作業時

・本館エリアの環境美化作業を行う場合は、本館で作業着に着替えたのち、エリア専用の機械等を使用する。刈草や樹木枝の処分については軽トラック等を活用し一般管理区域に出るときはエリア間の⑨作業門を開錠して通過し、飼料作物東ほ場に堆積する。堆積後③ふれあいエリア専用道路から県道に出て、本館エリアへは、①正門から戻り、自動車両洗浄消毒装置を通過し洗浄消毒を行う。靴底は自動車両洗浄消毒装置に附帯している手動式動力噴霧機で洗浄消毒するか、または歩行者用消毒通路を通して消毒したのちに本館に戻る。

○出張時等

・正門を通り外出し、用務先で用事を済ませたのち、①正門で自動車両洗浄消毒装置を通過し洗浄消毒を行い帰所する。ただし出張先が畜産関係施設（畜舎、食肉公社等）の場合は、出張先で消毒を励行したのち帰所し、①正門で自動車両洗浄消毒装置を通過し洗浄消毒を行い、徒歩で⑥本館北側玄関横の消毒槽で靴底を消毒したのち衣服を消毒後本館に入り、本館で衣服を替える。

なお、用務先が家畜伝染病予防法に基づき設定された移動制限区域や搬出制限区域へ出張は、可能な限り控えることとする。やむを得ず出張する場合は、設置された消毒ポイントで消毒を励行したのち、当日は帰所しないこととする。

（イ）出入り業者等（新聞、郵便、宅配便、飼料業者、薬剤業者、廃棄物運搬車、清掃業者等）

・本館エリアに出入りする業者等の関係車両は、①正門で自動車両洗浄消毒装置を通過し洗浄消毒を行い、⑪正門前駐車場に車を止め、⑦本館玄関横の踏み込み消毒槽で靴底を消毒して、本館にて用事等を済ませたのち、畜舎エリアに行く必要のない場合、正門から退所する。

畜舎エリアに行く場合には、本館で受付簿（日時、氏名、所属、車両番号、消毒の有無、渡航歴がある場合は職員の出勤にあたっての条件に準ずる、健康状態等）を記入し、後述の各畜舎エリアマニュアルに従い移動する。

・ただし、新聞配達業者は、①正門外に設置したポストに新聞を入れる。

・廃棄物運搬車両は、月曜日、木曜日に①正門で自動車両洗浄消毒装置を通過し洗浄消毒を行い、⑤本館北側駐車場に車を止め集積バケツから廃棄物を積み、正

門から退所する。

・清掃業者は、①正門で自動車両洗浄消毒装置を通過し洗浄消毒を行い、⑤本館北側車場に駐車する。⑥本館北側玄関横の踏み込み消毒槽で靴底を消毒したのち衣服を消毒して本館に入り、本館の清掃を済ませたのち、エリア間の移動は自転車で行う。⑯車庫北側の駐輪場から大家畜エリアへの自転車移動は、⑬道路を通り、④大家畜エリア入り口の消毒槽を通過し、⑰大家畜舎消毒ポイントで衣服と靴底を消毒する。大家畜舎横に駐輪し、⑱大家畜舎入り口横の消毒槽で靴底を消毒したのち大家畜舎に入り清掃を行う。大家畜エリアからふれあいエリアへの移動は、④大家畜エリア入り口の消毒槽を通過し、⑯車庫横の駐輪場に駐輪する。徒歩で本館エリアとふれあいエリアの間の⑩作業門から靴底を消毒してふれあいエリアへ入り、トイレ清掃を行う。清掃が終了したのち、作業門から靴底を消毒して本館エリアへ戻り、車に乗り正門から退所する。

イ 本館エリアへの外部からの利用者の受け入れについて

○本館エリアへの外部からの利用者については、あらかじめ以下の条件を確認して受け入れを行う。

・訪問の前2日間は、極力、畜産農家、と畜場、悪性の家畜伝染病に罹患した恐れのある鳥獣の生息地域等へ行くことは避ける。やむを得ずこれらの場所へ行った場合や畜産農家の方は、着替え、入浴・洗髪、携行品（時計、眼鏡等）の消毒・洗浄等の防疫措置を確実に実施した上で来所する。この場合、畜産研究所が受け入れを決めた研修等の参加者を除き、畜舎エリアへの立ち入りはできない。

・他の畜産施設の衛生管理区域に入場した車両で、洗車消毒なしでの来所はしない。

・家畜伝染病予防法に基づく、悪性の家畜伝染病に罹患した恐れのある鳥獣の回収、検査業務に携わったものは、その作業の翌日から7日間来所できない、ただし当該検査の結果り患陰性であった場合には、その作業の翌日から2日間に短縮できる。

・悪性の家畜伝染病の発生国（非清浄国）へ渡航した場合は、帰国後7日間（帰国当日は含まず）の来所はできない。また、渡航先が清浄国であっても、海外から帰国した当日は来所できない。さらに畜舎エリアへ入る場合は、帰国後7日間（帰国当日は含まず）は入ることができない。

・その他特別な事情がある場合は、事前協議の結果、所長が必要と認めた場合には、来所できるものとする。なお、国内、近隣県や県内で悪性の家畜伝染病が発生した場合や発生の恐れが高まった場合や人への新たな感染症等が発生し来所予定者に感染や感染の疑いがある場合等は、他の職員への感染防止、研究及び家畜の飼養継続のため、本館エリアへの受け入れを中止することがある。

(ア) 外部の研究員、研修生、畜産農家、畜産関連業者、獣医師等

- ・①正門で自動車両洗浄消毒装置を通過し洗浄消毒を行う。
- ・自転車、徒歩の場合はタイヤ、靴底を消毒し本館エリアに入る。
- ・車は⑧研修棟前駐車場、自転車は⑩車庫北側の駐輪場に止め、徒歩で本館、研修棟へ向かう。本館、研修棟玄関に設置した踏み込み消毒槽にて靴底を消毒したのち衣服を消毒して本館、研修棟に入る。
- ・研修会等参加人数が多く、多数の車が来所する場合は、③ふれあいエリア専用道路からふれあいエリアへ入り、⑩ふれあいエリア駐車場に駐車する。徒歩で③ふれあいエリア専用道路から県道へ出て、①正門から歩行者通路を通過して靴底を消毒して本館エリアへ入る。徒歩で本館または研修棟へ向かい、本館、研修棟玄関に設置した踏み込み消毒槽にて靴底を消毒したのち衣服を消毒して本館、研修棟に入る。

(イ) 一般の方

- ・事前に来所日時、目的を確認し、来所方法を説明し対応する。
- ・①正門で自動車両洗浄消毒装置を通過し洗浄消毒を行う。
- ・自転車、徒歩の場合はタイヤ、靴底を消毒し本館エリアに入る。
- ・車は⑧研修棟前駐車場、自転車は⑩車庫北側の駐輪場に止め、徒歩で本館へ向かい、本館玄関に設置した踏み込み消毒槽にて靴底を消毒したのち衣服を消毒して、本館にて用事を済ませた後、正門から退所する。

ウ 本館エリアの運営について

(ア) 門扉の開閉

○①正門の開閉

- ・朝一番早く出勤した職員が門を開ける（大家畜 B 勤者）。
- ・一番最後に退勤する職員が門を閉め施錠する。
- ・土日祝日は防犯のため、出勤した職員は入所後に門を閉めておく。

○②北門の開閉

- ・人、自転車用門扉は施錠せず、通行者が開閉する
- ・車両用門扉は平常時は施錠する

(イ) 消毒施設の管理、運営

- ・自動車両洗浄消毒装置の薬液補充や管理については、ふれあい当番が行う。

(ウ) その他

- ・井戸水の塩素剤、凝集剤の管理については、ふれあい当番が行う。

- ・動力噴霧器の薬液管理については、ふれあい当番が行う。
- ・本館踏み込み消毒槽の薬液管理は、ふれあい当番が行う。

(4) 大家畜エリア（牛舎、隔離牛舎含む）

ア 大家畜エリアの出退勤経路（動線）及び消毒方法等について

（ア）職 員（研究員、技術専門員、会計年度任用職員等）

○大家畜エリアの出退勤

・大家畜エリアへの職員の出退勤の条件は、本館エリア職員の出勤にあたっての条件に準ずる。

・車両の場合は、①の正門から進入し、自動車両洗浄消毒装置で洗浄消毒を実施後、⑬の道路を通り、④大家畜エリア入り口の消毒槽を通過し、⑫の駐車場に駐車する。駐車場で下車後、徒歩で移動し、⑭大家畜舎消毒ポイントで衣服、靴底を消毒し、⑮の大家畜舎入り口横の消毒槽で靴底を消毒したのち大家畜舎に入り、所定の更衣室で作業着、作業靴に着替え業務を行う。

・退勤の際は、作業服、作業靴から出勤時の衣服、靴に着替え、⑬の道路を通り、正門から退所する。

・自転車、徒歩の場合は、正門でタイヤ、靴底を消毒後、⑬の道路を通り、④の大家畜エリア入り口の消毒槽を通過、⑭大家畜舎消毒ポイントで衣服、靴底を消毒し、大家畜舎横に駐輪後、大家畜舎入り口横⑮の消毒槽で靴底を消毒し大家畜舎に入る。衣服、靴等の着替えは車両通勤者に準ずる。

・本館エリアに立ち寄る場合は、⑤本館北駐車場あるいは⑯車庫北駐輪場に駐輪し、徒歩で⑥北側玄関横の消毒槽で靴底を消毒したのち本館に入る。

大家畜エリアから出る場合は、④大家畜エリア入り口の消毒槽を通過する。

[本館から大家畜エリアへの車の移動]

・⑬の道路を通り、④大家畜エリア入り口の消毒槽を通過する。⑫駐車場に車を止め、⑭大家畜消毒ポイントで衣服、靴底を消毒し、徒歩で移動し大家畜舎入り口横⑮の消毒槽で靴底を消毒したのち大家畜舎に入る。荷物の搬入搬出時は、⑮大家畜舎入口付近に公用車等を駐車できるが、搬入搬出作業が終了次第、速やかに⑫駐車場に移動させる。

・なお、自家用車での牛舎付近への進入は、緊急事態が発生した時のみとし、緊急事態が終息後、速やかに駐車場に移動させること。

[本館から大家畜エリアへの自転車移動]

・⑬の道路（通路）を通り、④大家畜エリア入り口の消毒槽を通過する。⑭大家畜舎消毒ポイントで衣服、靴底を消毒し、大家畜舎横に駐輪し、⑮大家畜舎入り口横の消

毒槽で靴底を消毒した後大家畜舎に入る。

[本館から大家畜エリアへの徒歩移動]

- ・⑮の道路（通路）を通り、④大家畜エリア入り口の消毒槽を通過し、⑲大家畜舎消毒ポイントで衣服、靴底を消毒し、大家畜舎入り口横⑳の消毒槽で靴底を消毒したのち大家畜舎に入る。

止むを得ず㉒の井水ポンプ小屋横の人用門扉を利用する場合は、開錠し、法面階段を下りて④の大家畜エリア入り口の消毒槽を通過し、⑲大家畜舎消毒ポイントで衣服、靴底を消毒し、大家畜舎入り口横の㉑消毒槽で靴底を消毒したのち大家畜舎に入る。また、井水ポンプ小屋横の人用門扉を利用した者は、利用後、必ず施錠する。

[出張時等]

- ・大家畜舎で出張用の衣服、靴に着替え、正門を通り外出し、用務先で用事を済ませたのち、正門で自動車両洗浄消毒装置を通過し洗浄消毒を実施するとともに、⑦本館玄関で衣服・靴底を消毒し帰所する。

ただし、出張先が畜産関係施設（畜舎、食肉公社等）の場合、出張先で消毒を励行したのち帰所し、帰所後に本館で衣服、靴等を替える。

[隔離牛舎での管理作業]

ア) 本館エリアと隔離牛舎の出入り

- ・本館エリアで作業着に着替え、㉓で靴底を消毒する。隔離牛舎で作業後、隔離牛舎内で靴底を洗浄後、隔離牛舎出口外側付近において、衣服、靴底を消毒し本館エリアに入る。

イ) 大家畜エリアと隔離牛舎の出入り

- ・大家畜エリアで隔離牛舎用の作業着に着替え、④大家畜エリア入り口消毒槽で消毒し、⑮の道路を通過して本館エリアに入る。本館エリアから隔離牛舎への出入りはア)に準ずる。

- ・飼料やオガ粉の搬入時、フォークリフト等の作業機で隔離牛舎に入る際は、④大家畜エリア入り口消毒槽で消毒し、⑮の道路を通過して本館エリアに入る。作業後、動噴等で作業機を消毒し本館エリアに入り、⑮の道路をとおり、④大家畜エリア入り口消毒槽で消毒し、大家畜エリアに戻る。また、隔離牛舎で作業者が車両から降りた場合は靴底を消毒する。

[素牛導入]

- ・運搬車両は、正門の自動車両消毒装置で洗浄消毒を実施し、㉓の隔離牛舎で素牛を降ろす。隔離牛舎入り口に消石灰を厚めに敷き、素牛の足裏を消毒後、隔離舎に

搬入する。

- ・運搬業者は、運搬車両から下車し、畜産研究所が準備した防護服、長靴に着替え作業を実施する。作業後の衣類、長靴は、速やかに洗濯、消毒を行う。

[素牛移動]

- ・隔離牛舎出口に消石灰を厚めに敷き、素牛の足裏を消毒したうえで本館エリアに入り、⑮の道路を通過して大家畜エリアへ移動する。大家畜エリアに入る際も、⑲大家畜舎消毒ポイント付近に消石灰を厚めに敷き足裏を消毒した後、肉牛牛舎に入れる。

[肥育牛出荷]

ア) 業者による出荷の場合

- ・出荷用トラックは、⑭ストックヤードの門から入る。⑭の入り口で動噴により消毒後、⑳の消毒槽を通過し、㉑出荷場（プラットホーム）へトラックを駐車する。肉牛担当者が出荷牛をトラックに積み込み、出荷トラックは、⑭ストックヤードの門から出る。出荷した職員は動噴等で靴を消毒し大家畜エリアに戻る。

イ) 職員による出荷の場合

【行き】

- ・出荷（公社へ行く）する職員は、出荷専用の服（つなぎ等）と長靴を着用し、出荷トラックに乗車する。大家畜エリア内にある専用出荷車両を、㉑プラットホームへ移動し積み込み作業を行う。牛の積込作業のみの職員は、動噴等で靴を消毒し大家畜エリアへ戻る。出荷トラックは、⑭ストックヤードの門から出る。

【帰り】

- ・公社で車両を洗浄後、出荷時に着用した服（つなぎ等）と長靴をビニール袋に入れる。①正門の自動車両消毒装置で洗浄消毒を実施し、⑰車庫北側の洗い場で荷台、滑り止めマット及び長靴を消毒する。衣服はすぐに洗濯する。

[子牛出荷]

ア) 業者による出荷の場合

- ・肥育牛の出荷に準ずる

イ) 職員による出荷の場合

- ・肥育牛の出荷に準じて行うが、公社出荷のように現地での車両洗浄ができないため、①正門の車両洗浄消毒装置で消毒後、荷台等の汚れは、⑰車庫北側の洗い場で十分に洗浄後、動噴等で消毒を行う。

[堆肥生産作業]

・堆肥生産は、大家畜エリア内にある堆肥ゾーンで実施する。豚ふん・鶏ふんの処理を実施した場合は、作業機を、⑫駐車場東の洗い場で洗浄・消毒し所定の位置に駐車する。また、作業者が大家畜舎に戻る場合は、⑬大家畜舎消毒ポイントで衣服、靴底を消毒後、⑭大家畜舎入り口の消毒槽で靴底を消毒する。

[堆肥無償配布作業]

・堆肥ゾーンで堆肥を梱包後、⑮多目的施設の配布場所に堆肥を移動する。堆肥の移動後、大家畜エリアに戻る際は、⑮のフェンス外側において動噴等で作業機、衣服、靴底を消毒し、④の消毒槽を通過後、⑬大家畜消毒ポイントで衣服、靴底を消毒する。配布終了後、⑮のフェンス外側において動噴等により、堆肥の入れ物を消毒したのち堆肥ゾーンに戻る。

[おが粉運搬作業]

・大家畜舎で作業用衣服、靴に着替え、正門を通り外出する。おが粉を収集した車両の入所時は、①正門の自動車両洗浄消毒装置で洗浄消毒を行い、⑮の道路（通路）を通り、④大家畜エリア入り口の消毒槽を通過後、大家畜エリア内で下車する場合は、⑬大家畜舎消毒ポイントで衣服、靴底を消毒し、それぞれ所定の場所に保管する。

[飼料作物作業 北圃場・東圃場]

・作業機等は、⑮の大家畜舎エリア西側門を経由して、北側道路及び生活道路から各圃場に進入し作業を実施する。作業終了後、大家畜エリアに作業機を戻す際には、⑲西側圃場入口にて土砂等を清掃後、動噴でタイヤ周りおよび作業機、靴底を消毒後、⑳大家畜西側消毒槽を通過し、⑮大家畜舎エリア西側門にて靴底、衣服を消毒し、大農器具庫に収納する。また、ロータリ等の土砂が付着しやすい作業機は、移動式動力噴霧機で洗浄消毒後、大家畜エリアに収納する。

[飼料作物作業 南圃場]

・作業機等は、正門を経由して圃場に進入する。作業終了後、大家畜エリアに作業機を戻す際には、正門の自動車両洗浄消毒装置で洗浄消毒を行い、⑮の道路（通路）を通り、④の大家畜エリア入り口の消毒槽を通過後、⑬で衣服、靴底を消毒し、それぞれ所定の場所に保管する。

ロータリ等の土砂が付着しやすい作業機は、南圃場で土砂を清掃後、③ふれあいエリア専用道路門から進入し、動噴でタイヤ周りおよび作業機、靴底を消毒後、生活道路および北側道路を通過して、⑲西側圃場入口にて動噴でタイヤ周りおよび作業機、靴底を消毒後、⑳大家畜西側消毒槽を通過し、⑮大家畜舎エリア西側門に

て靴底、衣服を消毒し、大農器具庫に作業機を収納する。

正門あるいはふれあい専用道路門のいずれかを使用する際の判断は、土砂の付着程度および家畜防疫対策を考慮してオペレーターが行うものとする。

なお、北側通路と生活道路の交差点付近に設置した進入防止の鎖止めは、作業機が通過する際に鎖を開閉し、生活道路利用者の進入を防止する。

[稲わら運搬作業]

- ・作業機は、①正門を経由して出入場する。作業終了後、大家畜エリアに作業機を戻す際には、正門の自動車両洗浄消毒装置で洗浄消毒を行い、⑬の道路を通り、④大家畜エリア入り口の消毒槽を通過後、⑭大家畜舎消毒ポイントで衣服、靴底を消毒し、大農器具庫に収納する。

- ・運搬車両は⑮大家畜舎エリア西側門、⑯ストックヤード門を経由して出場し、圃場で稲わらを積載した後、⑯ストックヤード門、⑰の消毒槽、⑮大家畜舎エリア西側門を経由して入場する。

- ・稲わら運搬者は、可能な限り下車は控えることとし、やむを得ず下車する必要がある場合は、⑮大家畜舎エリア西側門の踏込消毒槽等で靴底を消毒する。

[ふれあい管理作業]

- ・大家畜エリアからふれあいエリアへの移動は、⑭大家畜舎消毒ポイントで衣服、靴底を消毒し、④の大家畜エリア入り口の消毒槽を通過し、⑱本館北作業門を開け、踏み込み消毒槽で靴底を消毒し、本館エリアから出る。⑲のふれあいエリア作業門から靴底を消毒して、ふれあいエリアに入る。ふれあいエリアのマニュアルに従い、専用作業着、長靴に替え作業を実施後、元の衣服、長靴に替え、④大家畜エリア入り口の消毒槽を通過し、⑭大家畜舎消毒ポイントで衣服、靴底を消毒し、⑲大家畜舎入り口の消毒槽で靴底を消毒する。

[環境美化作業]

- ・作業終了後、刈草および樹木枝の処分が必要な場合は、軽トラック等を活用し④大家畜エリア入り口の消毒槽を通過し、⑱作業門を解錠して、飼料作物東ほ場に堆積する。堆積後、③ふれあいエリア専用道路から県道に出て、本館エリアへは①正門から戻り、自動車両洗浄消毒装置を通過し、洗浄消毒を行う。次に、④大家畜エリア入り口の消毒槽を通過し、⑭大家畜舎消毒ポイントで衣服、靴底を消毒し、大家畜舎入り口横⑲の消毒槽で靴底を消毒したのち大家畜舎に入る。

(イ) 出入り業者等（集乳、飼料、おが粉、清掃業者、産廃業者等）

- ・①の正門から進入し、自動車両洗浄消毒装置で洗浄消毒を実施後、⑦本館玄関で靴

底消毒行い、受付簿（日時、氏名、所属、車両番号、消毒の有無、渡航歴がある場合は職員の出勤にあたっての条件に準ずる、健康状態等）を記載、⑬の道路を通り、④大家畜エリア入り口の消毒槽を通過し、⑭大家畜舎消毒ポイントで衣服、靴底を消毒し、大家畜エリアで各作業を実施する。

さらに、集乳業者については、①の車両洗浄消毒装置で消毒後、⑬の道路を通り、④大家畜エリア入り口の消毒槽を通過し、⑭大家畜舎消毒ポイントで衣服、靴底を消毒し、⑮搾乳室手前にある踏込消毒槽で靴底を消毒後、集乳作業に当たる。

・作業終了後は、④大家畜エリア入り口の消毒槽および⑬の道路を通り正門から退所する。集乳業者については、入所及び退所時に正門門扉の開錠・施錠を行う。

イ 大家畜エリアへの外部からの利用者に対する受け入れについて

（ア）受け入れについては、本館エリアに準ずるほか、事前に当マニュアルに準じる注意事項説明を行い、受け入れを行う。

（イ）外部の研究員、外部技術専門員、研修生、畜産農家、畜産関連業者、獣医師、修理業者等

- ・車両は自動車両洗浄消毒装置を通過する
- ・自転車、徒歩の場合はタイヤ、靴底を消毒し本館エリアに入る。
- ・指定の駐車場で車を止め、徒歩で本館、研修棟へ向かう。⑦本館、研修棟玄関に設置した踏み込み消毒槽にて靴底を消毒したのち衣服を消毒して、本館、研修棟に入る。指定の部屋で注意事項説明を行ったのち、防護服、白衣等に着替え、玄関にて研究所備え付けの長靴を履く。

⑬の道路をとおり、④大家畜エリア入り口の消毒槽を通過し、⑭大家畜舎消毒ポイントで衣服、靴底を消毒、⑯の大家畜舎入り口横の消毒槽で靴底を消毒したのち大家畜舎に入る。

（ウ）一般の方

- ・原則、受け入れはしない。

なお、特別な事情があり事前協議の結果、所長が必要と認めた場合は、アに準じた防疫対策をし、所長あるいは研究員が同行して受け入れを行う。

（エ）受付

- ・来所者で畜舎エリアに入る人は受付にて受付簿（日時、氏名、所属、車両番号、消毒の有無、渡航歴がある場合は職員の出勤にあたっての条件に準ずる等）を記入したのち担当職員の指示に従い畜舎エリアに入る。

ウ 大家畜エリアの運営について

(ア) 門扉の開閉

- ・大家畜エリアの門扉の開閉は、最初に出勤した職員と最後に退勤する職員が行う。

(イ) 消毒施設の管理、運営

- ・管理は研究員（各担当の課長代理、運営は技術専門員（各担当主幹）とする。

(3) 中小家畜エリア（豚舎、鶏舎、隔離豚舎含む）

- ・農場外で自農場以外の豚、鶏等を扱う行為、野生動物に接触するような行為は認めない。
- ・海外から豚肉、ソーセージ、餃子等の肉製品を日本に持ち込まないこと、または郵送しないこと。
- ・病原体の侵入要因となるため、不適切な物品（他の畜産関係施設等で使用した物品や海外で使用した衣服等）は農場内へ持ち込まないこと。
- ・畜舎や関連設備の修繕に係る工具、機材等は農場に備えつけるものとし、可能な限り外部からエリア内へ持ち込まない。

ア 中小家畜エリアへの進入経路及び外出経路（動線）及び消毒方法等について

(ア) 職員（研究員、技術専門員、会計年度任用職員等）

○中小家畜エリアの出退勤

- ・中小家畜エリアへの職員の出退勤の条件は、本館エリア職員の出勤にあたっての条件に準ずる。

・職員は、①正門で自動車両洗浄消毒装置を通過し洗浄消毒を行い、⑬駐車場に車を止め（自家用車は清掃し衛生的に清潔に保つ）、徒歩で道路の⑪通用門を開け、踏み込み消毒槽で靴底を消毒し、⑫中小家畜エリア入り口の通用門を開け、⑬防疫管理棟のカギを開錠し、踏み込み消毒槽で靴底を消毒してから防疫管理棟に入る。

・職員が本館から中小家畜エリアへ徒歩移動する場合、徒歩で道路の通用門を開け、靴底を消毒し、中小家畜エリア入り口の通用門を開け、防疫管理棟のカギを開錠し、踏み込み消毒槽で靴底を消毒してから防疫管理棟に入る。

・中小家畜エリアから出る場合は、⑬防疫管理棟の踏み込み消毒槽で靴底を消毒してから外へ出てカギを施錠し、踏み込み消毒槽で靴底を消毒し、⑪通用門を通過する。

・中小家畜エリア内の職員が出張するときは、①正門を通り外出し、用務先で用事を済ませたのち、正門で自動車両洗浄消毒装置を通過し洗浄消毒を行い帰所する。徒歩で道路の⑪通用門を開け、靴底を消毒し、⑫中小家畜エリア入り口の通用門を開け、⑬防疫管理棟のカギを開錠し、踏み込み消毒槽で靴底を消毒してから防疫管理棟に入る。ただし、出張先が畜産関係施設（畜舎、食肉公社等）の場合は出張先で消毒を励行したのち帰所し、再び中小家畜エリア内には入らない。

- ・退勤の際は、①正門から退所する。

- ・犬や猫を衛生管理区域内で飼育してはならない。

○作業時

中小家畜エリアへの入退室

[入室]

- ・各自で鍵を保有し、㊸防疫管理棟に入室後は入り口ドアを施錠する。
- ・防疫管理棟へ入室後は前更衣室で衣服（下着、靴下含む）を脱ぎ、前室でシャワー浴後、後更衣室で備え付け衣類に着替えし、記録室に入る。
- ・外部から持ち込む物（弁当・飲み物等）については、紫外線照射（殺菌箱）または、アルコール消毒（アル綿で拭く等）を行う。試験器具等については、燻蒸室でホルマリン燻蒸またはオートクレーブ・乾熱滅菌する。
- ・入室する前日には、自宅などで必ず、全身を洗うこと。
- ・防疫管理棟、収納棟の整理整頓を行う。

[退室]

- ・記録室または後更衣室で衣服を脱ぎ、下着・靴下をシャワー室の洗濯機へ入れ、前更衣室で入室時の衣服に着替え、退室し、施錠する。

[再入室]

- ・やむを得ず、外出して再入室する場合、防疫管理棟でシャワー、着替えの後、エリア内に入る。

○環境美化作業時

- ・家畜伝染病予防法に規定される衛生管理区域を除き、本館エリア環境美化作業に準じて行う。
- ・防護柵周辺の除草管理を行う。
- ・衛生管理区域の防護柵、電柵、金網等を見回り、破損があった場合直ちに補修する。

○畜舎作業時

[記録室から畜舎等への移動]

- ・養豚エリアへの出入の場合は西側更衣室にて豚用長靴、養鶏エリアへの出入の場合は東側更衣室にて鶏用長靴を使用する。

[畜舎への立ち入り]

- ・豚舎に入る際は、長靴からスリッパに履き替え、アルコールで手を洗い、更衣室

に入る。履いてきた長靴は石灰消毒槽に入れておく。

- ・豚舎毎に専用の帽子、作業服、長靴、手袋、靴下を準備し更衣室のスノコ上で着替える。

- ・鶏舎に入る際は、長靴を洗浄し、石けん等で手を洗い、更衣室に入る。履いてきた長靴は石灰消毒槽に入れておく。

- ・鶏舎毎に専用の帽子、作業服、長靴、手袋を準備し更衣室のスノコ上で着替える。

- ・スコップ、箒等の器具機材は、畜舎毎に専用にして、他の畜舎等への持ち出しは禁止する。使用後は水洗して糞や汚れを落とし、乾燥させておく。なお、オールアウト後は器具機材を水洗・消毒する。

- ・かごや計器等の畜舎間で共用しなければならない機材は、使用直後に水洗・消毒液噴霧またはアル綿等で消毒後、資材庫等の特定場所に保管する。

- ・同一人が、複数の畜舎に立ち入る場合は、豚舎の場合は繁殖豚舎→試験豚舎の順で、鶏舎の場合、原則、早い日齢の順に入るようにする。（例：孵卵室→幼すう室→育成鶏舎→原種鶏舎→成鶏舎→平飼い鶏舎）

- ・繁殖豚舎では、種豚室←→分娩室（離乳室）の移動時に長靴を履き替える。

- ・豚舎内、鶏舎内専用の長靴は、作業後に洗浄し、定位置に保管する。

- ・豚舎内、鶏舎内専用の帽子、作業服、靴下、手袋は、作業後に汚れた場合はそれぞれの畜舎内（更衣室ではない）で埃等の汚れを落とし、汚れが取れない時（体重測定、移動作業等の汚れる作業をした場合は必ず）は、汚れた面を内側にたたんだ状態で防疫管理棟へ持ち帰り、洗濯機で洗う。

- ・作業等で作業着等に病原体が付着したと考えられる場合は、作業着等を消毒薬（逆性石鹼系、処方書の希釈倍率）に一晩浸漬後洗濯する。

- ・豚用金属注射器は使用後に分解し、煮沸消毒（沸騰5分）する。煮沸消毒後、通風乾燥機で2時間乾燥し、乾燥後所定の場所に戻す。

- ・その他消毒の必要な器具については煮沸消毒、消毒液浸漬（逆性石鹼系、処方書の希釈倍率）等で消毒し通風乾燥後、所定の位置に戻す。

- ・作業終了後、防疫管理棟へ戻ったときは、手や長靴を洗い、スノコ上で靴下を脱ぎ、洗濯機で洗う。（汚れがある場合は、シャワーを浴び着替えてから入室する。）

- ・養鶏エリアから養豚エリアへ行く際は、防疫管理棟へ戻り、手と長靴を洗浄後、養鶏側の更衣室スノコ上で靴下を脱ぎ、洗濯機で洗う。頭部（顔、耳、首など帽子からはみ出ている部分）と手を石けんで洗い、作業着と長靴を替え、養豚エリア側から出て行く。（養豚エリアから養鶏エリアへ行く際も同様）

[生産物の搬出]

- ・肉豚出荷は、運転者が本館で専用の衣服、長靴に着替え、トラックを⑮車庫から移動。中小家畜エリアの③④消毒ゲートで消毒後、③⑤収納棟前に横づける。エリア

内職員が出荷用カートで豚をトラックに乗せた後、運転者は、①正門から出てと畜場へ運ぶ。と畜場で豚をおろした後、と畜場でトラックを洗浄消毒し、と畜場から帰った後も、①正門で自動車両洗浄消毒装置を通過し洗浄消毒を行い、⑱車庫北側の洗い場で洗浄する。洗浄後に消毒液で消毒し、運転室を消毒液に浸した雑巾で拭いた後、トラックを、⑮車庫に戻す。運転者は、衣類を本館北側玄関で消毒の後、本館でシャワー浴し、服を着替える。原則、当日の中小家畜エリアへの入場はしない。

- ・肉鶏、廃鶏出荷は、運転者が本館で専用の衣服、長靴に着替え、トラックを、⑮車庫から⑳廃棄物集積所へ移動する。エリア内の職員が鶏舎から運搬カゴに入れた鶏をエリア内専用車両で運搬し、受け渡してトラックに積み込む。

- ・出荷先が廃鶏業者の場合：廃鶏業者へ運搬し、廃鶏業者で鶏を処理場のカゴに入れ替える。

- ・出荷先が食鳥業者の場合：⑱車庫北側の洗い場で鶏を処理場のカゴに入れ替えた後、食鳥業者に運搬する。食鳥業者ではトラックを消毒する。

- ・帰所後、トラックは正門で自動車両洗浄消毒装置を通過し洗浄消毒を行い、運搬カゴを、⑱車庫北側の洗い場で消毒し、運搬カゴはその場で乾燥し、トラックは⑱車庫北側の洗い場で洗浄する。洗浄後に消毒液で消毒し、運転室を消毒液に浸した雑巾で拭いた後、⑮車庫に戻す。運転者は衣類を本館北側玄関で消毒の後、本館でシャワー浴し、服を着替える。運搬カゴは、別の車に積み替え、収納棟横の㉑資材搬出入口からエリア内に入れる。この運搬カゴはエリア内の職員が再度、洗浄消毒を行う。出荷に行った職員は原則、当日の中小家畜エリアへの入場はしない。

- ・鶏卵出荷は、運転者が所定のバンを⑮車庫から移動。㉒中小家畜エリアの消毒ゲートで消毒後、㉑資材搬出入口に車を止める。エリア内の職員が鶏卵をバンに積み込んだ後、運転者は配送先へ運搬する。帰った後、鶏卵運搬用ケースを本館で保管し、次の出荷までに資材搬出入口に鶏卵運搬用ケースを運び、エリア内の職員が消毒を行う。

[廃棄物の処理]

- ・豚糞は1日2回除糞ピットに落とし、スクレパーを操作し、バンクリーナピットに集めておく（自動運転）。大家畜研究課担当職員が、㉓除糞出口でバンクリーナを操作し、豚糞を回収し、堆肥舎へ運ぶ。（原則的に月、水、金曜日）

- ・ケージ鶏舎の糞は、糞回収室にショベルカーを置いた後、糞ベルトを操作し、鶏糞を回収する。ショベルに積んだ後は、㉔鶏糞集積場へ運ぶ。事前に大家畜研究課担当職員に連絡し、集積場所での受け渡し時間などについて打ち合わせておく。

（原則的に金曜日）糞回収室では専用長靴に履き替え、作業に従事する。ショベルカーは鶏舎に入る前に消毒し、作業後は洗浄、消毒を行う。

・平飼い鶏の糞は、出荷後、枠ケージを片付けた後、ショベルカーで鶏舎内に入り、糞を回収する。鶏糞集積場への運搬以降は、ケージ鶏舎の糞と同様。ショベルカーは鶏舎に入る前に消毒し、作業後は洗浄、消毒を行う。

・繁殖豚、肉豚、子豚の死体については、へい獣処理業者に渡す。なお、病性鑑定を行う必要がある場合は、家畜衛生保健所に渡す。対応した職員は、⑥本館北側玄関で靴底消毒をしたのち衣服を消毒して本館に入り、本館でシャワーを浴びて着替える。その後職員は中小家畜エリア内に入らない。

・鶏の死体、廃棄卵は、エサ袋等に入れた上に、丈夫なビニール袋で密閉後、③⑥廃棄物集積場へ運び、エリア外の運搬車両に引き渡し、③⑨焼却炉へ投入する。

[畜舎の消毒]

・畜舎周り、防護柵周りに1 m幅で消石灰を散布する。収納棟軒下の消毒ゾーンに消石灰を散布する。

・ネズミ、ラットサイン等を見つけた場合、殺鼠剤や粘着シートの設置などの対策を行う。

・豚舎は、豚が移動後、豚房毎に清掃、洗浄、消毒を行う。

・豚舎の洗浄、消毒は、豚舎が出荷、移動等で空になった豚房を高圧の水で有機物を洗い落とす。24時間乾燥後、消毒薬（逆性石鹼系、処方書の希釈倍率）を発泡ノズルで吹き付ける。吹き付け後24時間以上乾燥させる。飼槽、飲水ピッカー等を水洗した後使用する。

・鶏舎は、オールアウト後、すみやかに清掃、洗浄、消毒を行う。（鶏舎内の備品、帯・ちり取り・ブラシ・秤・温度計等の機材、長靴、つなぎ等も同様）

[素畜、種卵の導入]

・豚の導入は、事前に家保と連絡をとり、導入前または着後検査の打ち合わせを行う。

・豚の導入は、特定疾病を持たないSPF（Specific Pathogen Free）豚を導入し、導入先の地域もできる限り伝染性疾病発生のリスクが少ない地域から導入する。

・豚の導入は、運搬業者のトラックは、①正門で自動車両洗浄消毒装置を通過し洗浄消毒を行なったのち、⑪正門前駐車場で止まる。職員は豚運搬専用トラックを車庫から出して消毒し、荷台同士を接近させ、運搬業者トラックから畜研トラックへ豚を移す。

④⑩隔離豚舎では2名が、豚舎専用つなぎ、長靴を着用し待機する。豚運搬車両は、本館エリアから④道路を通り、④大家畜エリア入り口の消毒槽を通過して、④⑩隔離豚舎に入るまえにキャリー動噴（移動可能な動噴）で消毒し隔離豚舎フェンスのカギを開ける。バックで隔離豚舎敷地内へ進入し、荷台を隔離豚舎西側入り口に着け

る。隔離豚舎内の職員が豚をトラックから降ろし、豚房へ入れる。消毒液で豚体を消毒する。

[隔離豚舎での豚の管理]

- ・隔離豚舎の豚の管理は基本研究員が行う。職員は本館で作業着に着替え、徒歩で④大家畜エリア入り口の消毒槽を通過して、隔離豚舎に入るまえにキャリー動噴で長靴を消毒し、④隔離豚舎フェンスのカギを開ける。東側入り口から隔離豚舎へ入り、すのこ上で専用つなぎと専用長靴を着用する。隔離豚舎内では3週間以上豚の健康を毎日チェックし、給餌、豚房の掃除を行い、記録する。

作業終了後は専用つなぎと専用長靴を替え、徒歩にて本館に戻る。

- ・家畜保健衛生所と連絡を取り、着後の疾病検査を行う。
- ・着後検査の結果、問題の無かった場合は豚を隔離豚舎から繁殖豚舎へ移動する。

[豚の隔離豚舎から繁殖豚舎への移動]

- ・トラック運転手1名、隔離豚舎での豚積み込み2名、繁殖豚舎での豚追い込みを2名で行う。作業人は重複しない。

- ・トラック運転手は本館で着替え、⑮車庫から豚運搬トラックを出してキャリー動噴で消毒し、⑮道路を通り、④大家畜エリア入り口の消毒槽を通過して、隔離豚舎に入るまえにキャリー動噴で消毒し、④隔離豚舎フェンスのカギを開ける。バックで隔離豚舎敷地内へ進入し、荷台を隔離豚舎西側入り口に着ける。

- ・隔離豚舎では2名が、豚舎専用つなぎ、長靴を着用し待機する。トラックの荷台がついたら隔離豚舎内の職員は、消毒液で豚体を消毒したのち豚をトラックに積み込む。豚を積んだトラックは、隔離豚舎フェンスから出るときにキャリー動噴で消毒し、大家畜エリア入り口の④消毒槽を通過して、⑮道路を通り、本館前を通過して中小家畜エリアへ向かい、車両及び豚体を中小家畜エリアの③消毒ゲートで消毒して、③収納棟前にトラックを着け、豚舎側の門を開ける。

- ・豚舎エリアでは豚運搬カートが待機し、トラックがついたあと、荷台から運搬カートに豚を追い込む。運搬カート豚舎西側の出荷台まで運搬したのち④繁殖豚舎の中に豚を追い込む。豚房まで追い込んだ豚は消毒液で豚体消毒する。

[種卵の導入]

- ・鶏の導入は種卵で行う。本館で宅配業者等から種卵を受け取ったのち、本館実験室において卵の表面をアルコールで消毒し、運転者が所定のバンを車庫から移動、種卵を載せる。③中小家畜エリアの消毒ゲートで消毒後、⑦資材搬出入口に車を止める。エリア内の職員が種卵をバンから受け取った後、ふ卵器に移す。運転者はバンを本館横の⑮車庫へしまう。

(イ) 出入り業者等（飼料業者、燃料搬入業者、電気保安協会等）

- ・飼料の搬入は、原則平日に限る。搬入業者は、①正門で自動車両洗浄消毒装置を通過し洗浄消毒を行い、⑪正門前駐車場に車を止め、⑦本館玄関横の踏み込み消毒槽で靴底を消毒して、本館にて受付簿（日時、氏名、所属、車両番号、消毒の有無、渡航歴がある場合は職員の出勤にあたっての条件に準ずる、健康状態等）を記入した後、⑩通用門を開け中小家畜エリアへ向かい、車両を中小家畜エリアの⑭消毒ゲートで消毒して⑮収納棟前に車を横付け、業者は消石灰上で靴底消毒、アルコールで手を消毒し、収納棟の中に置いたパレットに飼料袋を積み込む。その後、エリア内職員が収納棟内へ飼料を搬入する。搬入した飼料袋は表面をアルコールで噴霧する。

- ・燃料の搬入は、原則平日に限る。搬入業者は、①正門で自動車両洗浄消毒装置を通過し洗浄消毒を行い、⑪正門前駐車場に車を止め、⑦本館玄関横の踏み込み消毒槽で靴底を消毒して、本館にて受付した後、⑩通用門を開け中小家畜エリアへ向かい、車両を中小家畜エリアの⑭消毒ゲートで消毒して⑮収納棟前に車を横付け、業者は消石灰上で靴底消毒、アルコールで手を消毒し、収納棟の中に置いた作業機等に給油を行う。携行缶への給油もここで行う。

- ・敷料の搬入は、前日または当日にトラックと運転室内を消毒しておく。職員がトラックで引き取り場所まで行き、敷料を積み込む。帰りは正門で自動車両洗浄消毒装置を通過し洗浄消毒を行い、中小家畜エリアへ向かい中小家畜エリア消毒ゲートで消毒後、収納棟前に車を止め、消石灰上で靴底消毒したのち、収納棟の敷料保管庫に入れ、作業終了後にトラックを⑮車庫に戻す。

- ・薬品や消耗品等の受入は、本館事務所で課員が対応し、消毒を行いエリア内に持ち込む。

[エリア内への（家畜保健衛生所職員、工事・点検する業者を含む）入室]

- ・家畜保健衛生所職員、業者等は、①正門で自動車両洗浄消毒装置を通過し洗浄消毒を行い、⑪正門前駐車場に車を止め、本館横の踏み込み消毒槽で靴底を消毒して、本館にて受付し、前2日間に他の養豚場、養鶏場を訪問していないこと、海外渡航から7日間以上たっていること等を確認した後、本館の課員が入り口まで案内⑩道路の通用門を開け、靴底を消毒し、⑫中小家畜エリア入り口の通用門を開け、踏み込み消毒槽で靴底を消毒してから⑬防疫管理棟に入る。

防疫管理棟へ入室後は前更衣室で衣服（下着、靴下含む）を脱ぎ、前室でシャワー浴後、後更衣室で備え付け衣類に着替えした後、記録室に入る。

外部から持ち込む物（弁当・飲み物等）については、紫外線照射（殺菌箱）または、アルコール消毒（アル綿で拭く等）を行う。検査器具等は、燻蒸室でホルマリ

ン燻蒸、オートクレーブ・乾熱滅菌又はE O G ガス滅菌する。

中小家畜エリア内では職員の指示に従う。

イ 中小家畜エリアへの外部からの利用者に対する研修受け入れについて

(ア) 外部の研究員、研修生、畜産農家等

・原則受け入れしない。但し、農業大学校専攻生の場合に限り、事前に当マニュアルに準じる教育規則の講義を受け、内容を理解し遵守できる場合に限り受け入れを行う。受け入れ後であっても教育規則を遵守できない場合には受け入れを中止する。

訪問の前2日間は、畜産農家、と畜場等の畜産関係施設へ行かないこと。悪性の家畜伝染病に罹患した恐れのある鳥獣の生息地域等へ行かないこと。

海外へ渡航した場合は、帰国後7日間(帰国当日は含まず)は畜舎へ入らないこと。

ただし、国内、近隣県や県内で悪性の家畜伝染病が発生した場合や発生への恐れが高まった場合、人への新たな感染症等が発生し来所予定者に感染や感染の疑いがある場合等は、他の職員への感染防止、研究及び家畜の飼養継続のため、畜舎への受け入れを中止する場合がある。

・農業大学校専攻生の自転車は正門でタイヤ、靴底を消毒し本館エリアに入る。自転車は⑩車庫北側の駐輪場に止め、徒歩で本館横の踏み込み消毒槽で靴底を消毒して、本館で中小家畜防疫管理棟のカギを受け取り、徒歩で道路の⑪通用門を開け、靴底を消毒し、⑫中小家畜エリア入り口の通用門を開け、⑬防疫管理棟のカギを開錠し、踏み込み消毒槽で靴底を消毒してから防疫管理棟へ入る。

(イ) 一般の方

原則受け入れはしない

ウ 中小家畜エリアの運営について

(ア) 門扉の開閉

職員は開錠してエリアに入り、入った後は施錠する。

(イ) 消毒施設の管理、運営

踏み込む消毒槽は職員が毎日チェックし、消毒液等の補充を行う。

中小エリアの消毒ゲート下の踏み込み槽は、月1回研究員が掃除する。

(4) 受精卵移植実験棟

⑫受精卵移植実験棟（以下 ET 棟）は本館が含まれるゾーン内の施設であり、家畜を飼養していないため、本館エリアマニュアルに準ずるものとする。

ア ET 棟への入棟経路及び出棟経路及び消毒方法

- ・全職員、出入り業者及び一般入棟者
- ・ET 棟には、本館エリアマニュアルにより入館が認められたもののみが出入り可能とし、ET 棟正面の扉より出入することとする。その際に、踏み込み消毒槽等により足元を消毒する。畜産関係施設（畜舎、食肉公社等）から帰所した場合は、ET 棟にて衣服、靴等を交換する。また、これらの施設で使用した物品は、消毒のうえ ET 棟に持ち込むものとする。

イ ET 棟への外部からの利用者に対する受け入れについて

- ・本館エリアマニュアルに準ずる。

ウ ET 棟の運営について

(ア) ET 棟の開閉

- ・ET 棟の開鍵、施錠を家畜改良繁殖研究課の職員が行う。
- ・ET 棟には高価な備品も多いため、使用時以外は施錠する。

(イ) 消毒施設の管理、運営

- ・ET 棟の踏み込み消毒槽の薬液管理は家畜改良繁殖研究課の職員が行う。

3 一般管理区域

(1) ふれあいエリア

ア ふれあいエリアへの進入経路及び外出経路（動線）及び消毒方法等について

(ア) 職 員（研究員、技術専門員、会計年度任用職員）

- ・出勤時 車両の場合は、①正門で自動車両洗浄消毒装置を通過し洗浄消毒を行い、本館に立ち入る場合は、⑤本館北側駐車場に車を止め、徒歩で⑥北側玄関横の消毒槽で靴底を消毒したのち本館に入る。

自転車、徒歩の場合は正門でタイヤ、靴底を消毒し本館エリアに入る。自転車は⑮車庫北側の駐輪場に止め、徒歩で北側玄関横の消毒槽で靴底を消毒したのち本館に入る。

本館で衣服を着替えふれあいエリアへ移動する。⑭本館北作業門を開け、踏み込み消毒槽で靴底を消毒し、本館エリアから出る。ふれあいエリア北側の⑲ふれあいエリア作業門からふれあい施設に入り、⑳ふれあい管理棟前の踏み込み消毒槽で靴底を消毒しふれあい管理棟に入る。

- ・作業時④ふれあい管理棟に入り、専用作業着、長靴に替え、手指を消毒し、④うさぎ棟から管理を行う。うさぎ棟から⑥めん羊舎へ移動し、めん羊舎前の踏み込み消毒槽で靴底を消毒する。手指を洗浄消毒し、めん羊舎の管理を行う。
- ・管理を行う職員は、③ふれあい道路入り口、ふれあい施設出入り口門扉(④南側、⑤西側)の内側に消石灰を散布する。
- ・作業着が汚れた場合は管理棟で洗濯する。
- ・管理棟で自分の衣服、靴に履き替え、管理棟前の踏み込み消毒槽で靴底を消毒し、ふれあいエリア北側の⑨ふれあいエリア作業門から本館エリアへ戻る。徒歩で⑥北側玄関横の消毒槽で靴底を消毒したのち衣服を消毒後本館に入り、衣服を着替える。
- ・大家畜研究課職員は大家畜舎から⑩大家畜舎消毒ポイントで衣服を消毒し、④の大家畜エリア入り口の消毒槽を通過し、車は、⑤本館駐車場に、自転車は⑥車庫北側の駐輪場に止め、徒歩で④本館北作業門を開け、踏み込み消毒槽で靴底を消毒し、本館エリアから出る。ふれあいエリア北側の⑨ふれあいエリア作業門からふれあい施設に入り、ふれあい管理棟前の踏み込み消毒槽で靴底を消毒し管理棟に入る。
- ・作業時④ふれあい管理棟に入り、専用作業着、長靴に替え、手指を消毒し、④うさぎ棟から管理を行う。うさぎ棟から⑥めん羊舎へ移動し、めん羊舎前の踏み込み消毒槽で靴底を消毒する。手指を洗浄消毒し、めん羊舎の管理を行う。
- ・作業着が汚れた場合はふれあい管理棟で洗濯する。
- ・ふれあい管理棟で自分の衣服、靴に履き替え、管理棟前の踏み込み消毒槽で靴底を消毒し、ふれあいエリア北側の⑨ふれあいエリア作業門から本館エリアへ戻り、車で④大家畜エリア入り口の消毒槽を通過する。⑫駐車場に車を止め、徒歩で⑩大家畜舎消毒ポイントで衣服と靴底を消毒し大家畜舎入り口横の消毒槽で靴底を消毒したのち大家畜舎に入る。
- ・ふれあいエリアの⑪トイレは来客者専用とし、研究所職員は使用しない。
- ・ふれあいエリアにはゴミ箱を設置せず、ゴミの持ち帰りの徹底を依頼する看板を設置する。

(イ) 出入り業者等（清掃業者）

- ・本館エリア、大家畜エリアでの作業ののち、本館エリアから徒歩で⑩作業門から靴底を消毒してふれあいエリアへ入り⑪トイレ清掃を行う。清掃が終了したのち、作業門から靴底を消毒して本館エリアへ戻り、車に乗り正門から退所する。

イ ふれあいエリアへの外部からの利用者に対する受け入れについて

- (ア) 受け入れについては、本館エリアに準ずる。

(イ) 外部の研究員、研修生、畜産農家、畜産関連業者、獣医師等

- ・外部から直接ふれあいエリアを利用する場合、県道から③ふれあい専用進入道路を通りふれあいエリアに進入し、⑭駐車場に車を止める。徒歩で④入り口門扉を開けふれあい施設に入る。ふれあいエリアの利用が終わったら、駐車場の車に乗りふれあい専用進入道路から県道へ出て退所する。
- ・本館や大家畜エリアで用事を済ませた後にふれあいエリアへ入る場合、車に乗り①正門から県道に出て、県道から③ふれあい専用進入道路を通りふれあいエリアに進入し、⑭駐車場に車を止める。
- ・徒歩で④入り口門扉を開けふれあい施設に入る。ふれあいエリアの利用が終わったら、駐車場の車に乗りふれあい専用進入道路から県道へ出て退所する。

(ウ) 一般の方

- ・遠足等の団体での利用は、あらかじめ電話等で所属、人数などの概要を受け付ける。
- ・車でふれあいエリアを利用する場合は、県道から③ふれあい専用進入道路を通りふれあいエリアに進入する。
- ・自転車や徒歩で来所する場合は、県道からふれあい専用進入道路を通りふれあいエリアに進入する、または②研究所北門から門扉を開けて場内生活道路を通じてふれあいエリアに進入する。
- ・車、自転車は⑭駐車場へ止める。
- ・徒歩で④入り口門扉を開けふれあい施設に入る。
- ・ふれあいエリアの利用が終わったら、車の場合は駐車場の車に乗り③ふれあい専用進入道路から県道へ出て退所する。
- ・自転車や徒歩の場合は③ふれあい専用進入道路から県道へ出るか、または場内生活道路を通して②研究所北門から退所する。

(エ) その他

- ・国内、隣接県及び県内において口蹄疫等の悪性の家畜伝染性疾病が発生した場合や発生の恐れが高まった場合、人への新たな感染症等が発生し来所予定者に感染や感染の疑いがある場合等は、他の職員への感染防止、研究及び家畜の飼養継続のため、施設の一定期間利用を休止することがある。

ウ ふれあいエリアの運営について

(ア) 門扉の開閉

- ・ふれあい当番が車用門扉及びふれあい施設入り口（④南側、④西側）2か所を開閉する。

ふれあい道路の人用門扉は施錠しない。

朝： 9：30までに開門

夕方：17：00以降車の有無を確認し閉門

(イ) 消毒施設の管理、運営

- ・ふれあい当番は③ふれあい道路入り口に消石灰を散布する。
- ・ふれあい施設入り口（④南側、⑤西側）2か所に消石灰を散布する。
- ・めん羊舎入り口に消石灰踏み込み消毒槽を置く。
- ・ウサギ舎入り口に消石灰踏み込み消毒槽を置く。

(2) 場内生活道路

ア 場内生活道路への進入経路及び外出経路（動線）及び消毒方法等について

○職員（研究員、技術専門員、会計年度任用職員等）

- ・出勤時 自転車、徒歩の場合②研究所北門を利用する場合は、場内生活道路を通り、③ふれあい専用進入道路から県道へ出て、①正門でタイヤ、靴底を消毒し本館エリアに入る。自転車は⑩車庫北側の駐輪場に止め、徒歩で⑦北側玄関横の消毒槽で靴底を消毒したのち本館に入る。
- ・退所時 ①正門から退所し県道に出て、③ふれあい専用進入道路から場内生活道路へ進入し、②研究所北門から退所する。
- ・北門には車用と人用の門があり、人用の門は通常時は施錠しない。
- ・生活道路は自転車、徒歩のみの利用とする。
- ・車両の通行は緊急時のみとする。

イ 場内生活道路への利用者について

(ア) 外部の研究員、研修生、畜産農家等

- ・伊勢中川駅方面から徒歩で来所する場合、②研究所北門を利用する場合は、場内生活道路を通り、③ふれあい専用進入道路から県道へ出て、①正門で靴底を消毒し本館エリアに入る。徒歩で⑦本館玄関横の消毒槽で靴底を消毒したのち本館に入る。
- ・本館での用事が済んだら、①正門から退所し県道へ出て、③ふれあい専用進入道路から場内生活道路へ進入し、②研究所北門から退所する。

(イ) 一般の方

- ・自転車、徒歩で②研究所北門から進入し、場内生活道路を通り、③ふれあい専用進入道路から県道へ出る。または県道から③ふれあい専用進入道路から進入し②研究所北門から出る。

(ウ) その他

- ・国内、隣接県及び県内において口蹄疫等の悪性の家畜伝染性疾病が発生した場合や発生のおそれが高まった場合、人への新たな感染症等が発生し来所予定者に感染や感染の疑いがある場合等は、他の職員への感染防止、研究及び家畜の飼養継続のため、施設の一定期間利用を休止することがある。
- ・工事等の車両は、研究所施設に係る工事等のものに限り利用できる。

ウ 場内生活道路の運営について

(ア) 門扉の開閉

北門には施錠しない

(イ) 消毒施設の管理、運営

ふれあい当番は北門進入道路入り口に消石灰を散布する。

(3) 飼料畑

ア 飼料畑への進入経路及び外出経路（動線）及び消毒方法等について

○職員（研究員、技術専門員、会計年度任用職員等）

- ・本館エリア・大家畜エリアの出退勤および飼料作物作業に準ずる

イ 飼料畑への利用者の受け入れについて

(ア) 外部の研究員、外部技術専門員、研修生、メーカー、畜産農家等

- ・①正門で車両は自動車両洗浄消毒装置を通過する
- ・自転車、徒歩の場合はタイヤ、靴底を消毒し本館エリアに入る。
- ・指定の駐車場で車を止め、徒歩で本館へ向かう。⑦本館玄関の踏み込み消毒槽にて靴底を消毒し本館に入り、指定の部屋で注意事項説明を行ったのち、作業服、白衣等に着替え、玄関にて研究所備え付けの長靴を履き、研究員が同行のもと飼料畑に案内する。

なお、圃場作業を実施する際に、白衣や長靴が作業に支障を来す場合は、作業服、作業靴を消毒し、使用できるものとする。

- ・北側圃場を利用する場合は、大家畜エリアに準ずる。
- ・南側圃場のみを利用し、本館エリアを通過しない場合は、事前協議の上、所長が必要と認めた場合、着替え等なしに直接利用できるものとする。

(イ) 一般の方

- ・原則、受け入れはしない。

なお、特別な事情があり事前協議の結果、所長が必要と認めた場合は、アに準じた防疫対策をし、所長あるいは研究員が同行して受け入れを行う。

ウ 飼料畑の運営について

(ア) 門扉の開閉

技術専門員が実施する。

(イ) 消毒施設の管理、運営

飼料作物作業時に準ずる。

管理は研究員、運営は技術専門員とする。

作成日：令和２年７月８日

一部修正：令和２年７月２０日

一部修正：令和３年３月２６日

一部修正：令和３年７月７日

一部修正：令和４年１１月１４日